

議案第92号

大田原市特定疾患福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市特定疾患福祉手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市特定疾患福祉手当支給条例の一部を改正する条例

大田原市特定疾患福祉手当支給条例（平成3年条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定疾患福祉手当」を「難病患者等福祉手当」に改める。

本則中「特定疾患」を「難病患者等」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 難病等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定により厚生労働大臣が指定する指定難病、栃木県が定める先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要領（平成元年健康第544号）第3条の対象疾患及び栃木県が定める特定疾患治療研究事業実施要領（平成15年健康第380号）第4条の対象疾患をいう。

第2条第2号中「特定疾患」を「難病等」に改める。

第4条第2号中「特定疾患」を「難病患者等」に改める。

第5条第1項中「3,000円」を「2,500円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大田原市特定疾患福祉手当支給条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の大田原市難病患者等福祉手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日前に改正後の条例第3条第1項の受給資格を有している者（栃木県が定める先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要領第3条の対象疾患に罹患している者に限る。）が、令和2年4月30日までに改正後の条例第3条第4項の規定により受給資格の認定を受けた場合に限り、改正後の条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和2年4月分から手当を支給する。